

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれている。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっている。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしているが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねない。

平成25年度までは、主要農産物(米、麦、大豆など)の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていた。

平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10aあたり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊している。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしている。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことはあきらかである。

いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考える。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めるものである。

よって、白河市議会は、下記の事項の実現について強く要請する。

記

1. 農業者戸別所得補償制度を復活させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
農林水産大臣 齋藤 健 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様

白河市議会議長

高橋 光雄